

## 令和2年度第1回四国中央市の国民健康保険事業の運営に関する協議会 (書面開催)議事録

1. 日 時：令和2年5月19日(火)～令和2年5月25日(月)
2. 審議委員：高橋厚德、原田泰樹、渡邊左千夫、大西国隆、藤田昌子、  
近藤菊子、加地信彦、石川洋三、野村信治、種田爲重、  
受川眞二、井原ハツエ、石丸 進、谷口和也
3. 議 題
  - (1) 諮問事項
    - 諮問第1号 四国中央市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について
    - 諮問第2号 令和2年度四国中央市国民健康保険料率について
  - (2) 報告事項
    - ① 令和元年度四国中央市国民健康保険事業特別会計決算見込について
    - ② 令和元年度四国中央市国民健康保険事業の取組について
4. 書面審議概要

諮問事項について、令和2年5月19日から令和2年5月25日までの期間、14人の委員全員から回答が得られた。第1、2号の諮問事項において、全ての回答が「承認」であり、原案のとおり決定した。それら取りまとめた結果を会長へ通知し、運営協議会の総意として市長に答申するという了解を得た。
5. その他

ご意見・ご質問及び事務局からの回答について  
議案の審議と一緒にいただいたご意見・ご質問をすべて記載します。

### ● 加入率が低いのに、一人当たり医療費が高いのはなぜなのか？

#### (事務局回答)

当市国保において、被保険者数は年々減少傾向にあり、かつ社会保険加入者が多いため、県下でも加入率が低く、高齢化率が高い水準にあることから、医療費が高い傾向にあります。

また、医療の高度化等による医療費の増加も一人当たりの医療費が高くなる一因と考えられます。

- 諮問第1号の中の②の1の中で保険料が全部免除されますとありますが、全部の範囲が良くわかりません。

(事務局回答)

国民健康保険料の減免について、新型コロナウイルス感染症により主な生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合は、保険料が全部免除されます。この全部とは、減免対象となる令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものとなります。

- 諮問第1号について、このたびの一部改正条例(案)中の傷病手当金については、被用者保険においても制度として設けられているものである。同じ名称でありながら支給対象や支給期間等、異なる点も多いため被保険者が混同、混乱することのないよう広報周知願いたい。

(事務局回答)

ご意見のとおり、国保の傷病手当金については新型コロナウイルス感染症の対策の一環として設けられるものであり、従来の被用者保険による傷病手当とは内容が異なりますので、条例改正決定後、市報等におきまして広く市民に周知する予定です。